

公用車売却仕様書

- 1 売却物品 区分 7 - 4
平成 5 年式 マツダ ボンゴトラック
- 2 引渡し場所
広島県三原市円一町二丁目 2-1 三原市公用車専用駐車場（旧消防庁舎跡地）
- 3 売却台数
1 台
- 4 名義変更（廃車）等にかかる諸費用
名義変更（廃車）等にかかる諸費用は、受注者負担とする。
自賠責保険料の三原市への還付は不要。
- 5 搬出方法
市が指定する日時に、受注者自らが車両を搬出する。また、施設の運営に支障をきたさないよう搬出しなければならない。
- 6 車両の引渡し
車両の引渡しは、名義変更（廃車）等の諸手続きが完了し、売却代金の納入がされた後とする。
- 7 売却代金の納入
売却代金の納入は、納入通知書により納入期限（令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 2 時 30 分）までに納付すること。
- 8 引渡し期限
令和 7 年 6 月 27 日（金）
- 9 売却する車両について

登 録 番 号	一時抹消登録済
初 年 度 登 録	平成 5 年 2 月
用 途 等	貨物
車 名	ダイハツ
車 検 満 了 日	令和 7 年 2 月 17 日
走 行 距 離	111,095 k m
乗 車 定 員	3 人
総排気量又は 定 格 出 力	2.18ℓ
燃 料 の 種 類	軽油

- 10 その他
 - (1) 売却物品は現状渡しとする。
 - (2) 物品の引渡し完了後は、当該車両構造及び損傷箇所等に対する修繕等の要求及び、不要物品等の引取要求は、一切受け付けないものとする。